

令和6年9月

保護者各位

子育て支援課長
(公印省略)

令和7年度志賀町放課後児童クラブ入会のご案内および申請について

志賀町では、仕事の都合等で日中に家庭で児童を保育する事が困難な保護者を支援するために、放課後や学校休業日に児童が安心して過ごす「生活の場」として、放課後児童クラブを設置しています。

つきましては、令和7年度の入会を希望する方は、下記および裏面の放課後児童クラブ募集要項を参照のうえ、申請に必要な書類を入会を希望する放課後児童クラブへ提出してください。

なお、不明な点等がございましたら、各放課後児童クラブまで直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

- 1 申請書提出先 志賀放課後児童クラブ（志賀小学校横） ☎0767-32-0384
富来放課後児童クラブ（富来中学校内） ☎090-2128-0636
※ 学校、保育園、幼稚園へ提出しないでください。

2 申請に必要な書類

(1) 令和7年度 放課後児童クラブ入会申請書

(2) 就労証明書

・用紙が不足する場合は町のホームページからダウンロードできます。

※1 就労証明書とは、勤務先から雇用形態を証明して貰う書類です。

※2 仕事をされている家族全員分添付してください。

但し、65歳以上の方の分は、仕事をされていても添付の必要はありません。

(3) 児童調査票

- 3 申請受付期間 令和6年10月1日(火)～10月31日(木)

- 4 その他 書類審査後に「入会決定(却下)通知書」により保育の実施の可否を通知します。

※現在利用中の方が次年度も継続して利用を希望される場合でも新たに手続きが必要です。

放課後児童クラブ募集要項

(1) 放課後児童クラブについて

仕事などによって昼間に保護者が家庭にいない、町内の小学校に通う児童(1～6年生)に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立を目的としています。

※放課後児童クラブは、仕事などの理由で放課後に児童の面倒を見ることができない家庭を支援する事業です。『友達がいるから』『宿題をさせてくれるから』といった理由での申し込みはできません。児童本人を含め、家族でよく話し合ったうえで、申し込みをしてください。

保護者の方の仕事等が終わられましたら速やかにお迎えをお願いいたします。また勤務されていない日はご家庭での保育をお願いいたします。尚、児童クラブを欠席しても保育料・おやつ代の減額はありませぬ。

放課後児童クラブ一覧表

学校区	放課後児童クラブ名	開設場所	電話番号
志賀小学校区	志賀放課後児童クラブ	志賀小学校隣	0767-32-0384
富来小学校区	富来放課後児童クラブ	富来中学校内 (変更の場合あり)	090-2128-0636

※志賀放課後児童クラブは3教室での受け入れとなります。(教室の選択はできませんのでご了承ください。)

(2) 対象校および学年

◇志賀放課後児童クラブ 志賀小学校 1～6年生

◇富来放課後児童クラブ 富来小学校 1～6年生

(3) 児童クラブ入会要件

対象となるのは次のいずれにも該当する場合です。

◇町内小学校に就学している児童

◇保護者等同居家族(学生・65歳以上の方を除く)が就労・病気等により、放課後家庭で保育することができない児童

※保護者とはその児童の父母、または父母に代わって保育している方の事をいいます。

◇入会基準を満たしている場合であっても、就労時間が児童クラブ開所時間前に終了する場合は利用の対象外となります。

◇保育料・おやつ代の長期滞納がない世帯

(4) 設置場所

◇志賀放課後児童クラブ(志賀小学校横) 高浜町マの14番地1 ☎0767-32-0384

◇富来放課後児童クラブ(富来中学校内) 富来領家町ハの1番地1 ☎090-2128-0636

(変更となる場合があります)

(5) 開設時間

- | | | |
|------------------|-----------|-----------|
| ◇学校が通常開校している期間 | 学校の放課後から | 午後6時30分まで |
| ◇春・夏・冬休み等の学校休業期間 | 午前7時30分から | 午後6時30分まで |
| ◇第3土曜日 | 午前7時30分から | 午後6時00分まで |
- ※午後7時まで保育することができます。

(6) 児童クラブの休業日

- ◇土曜日（第3土曜日を除く）・日曜日・国民の祝日
- ◇8月13日～8月16日（お盆）
- ◇12月29日～1月3日（年末年始）

(7) 登所および帰宅の方法

- ◇志賀放課後児童クラブは、支援員が学校へ迎えに行き、徒歩で登所します。
- ◇富来放課後児童クラブは、各クラスから校舎内のクラブに直接登所します。
(変更となる場合があります)
- ◇学校休業日の登所は、志賀放課後児童クラブは保護者がクラブの玄関まで送り支援員に引き渡してください。
- ◇富来放課後児童クラブは保育室まで送り支援員に引き渡してください。
- ◇どちらのクラブも帰宅は保護者の迎えが必要です。

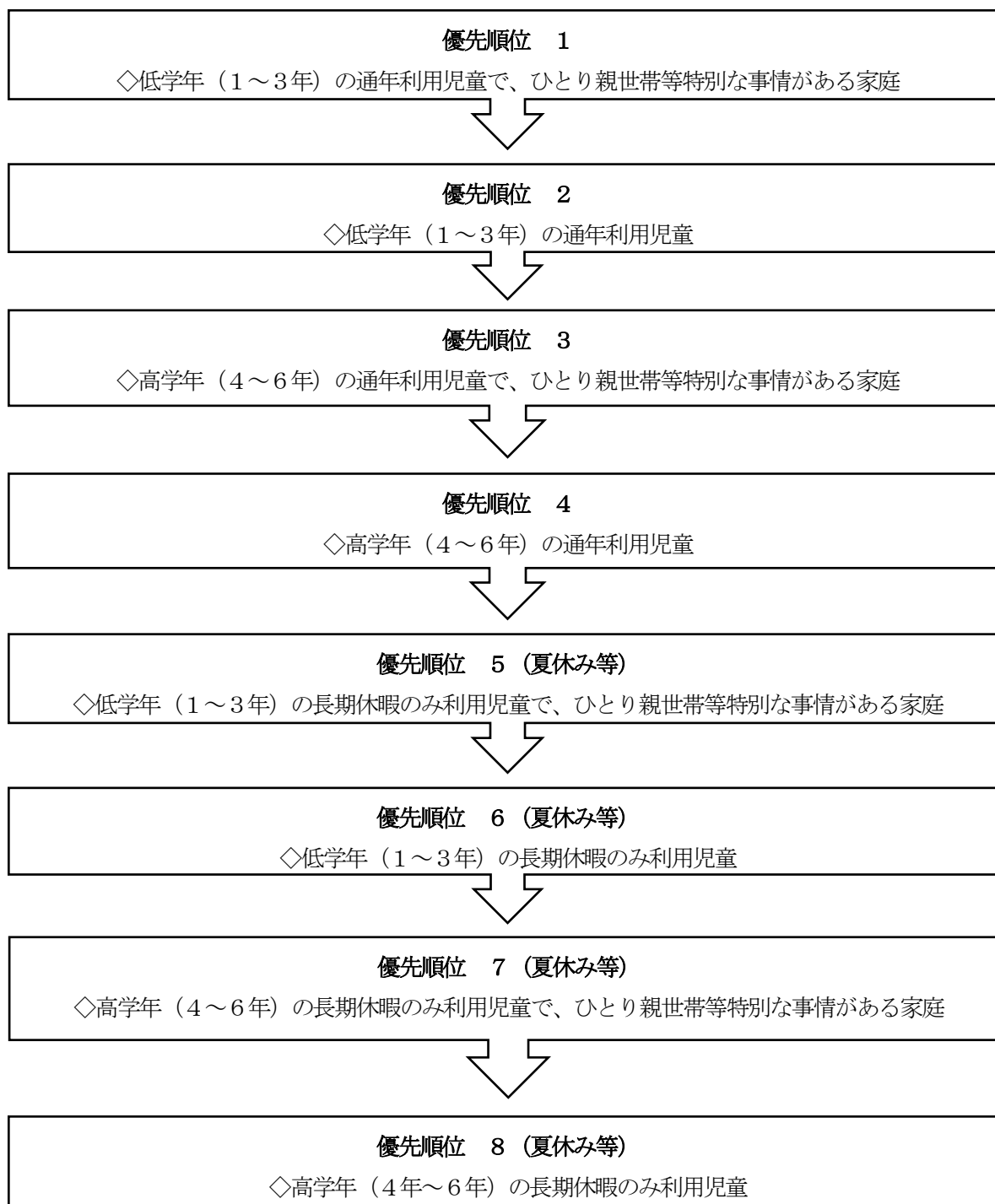
(8) 保護者負担金

- | | | | |
|-------|--------|--------|-------------------|
| ◇保育料 | 児童一人月額 | 6,000円 | (毎月25日、口座引き落とし) |
| ◇おやつ代 | 児童一人月額 | 2,000円 | (毎月25日、口座引き落とし) |
| ◇保険料 | 児童一人年額 | 800円 | (年1回、入会月に口座引き落とし) |

次のいずれかに該当する場合は、退会していただきます（入会決定の取り消し）

- ◇入会申請に誤りがあったとき
- ◇仕事を退職したとき
- ◇育児休暇を取得したとき
- ◇保育料・おやつ代を滞納したとき（警告に応じない場合）
- ◇放課後児童クラブは放課後を安全に過ごす集団生活の場であることを十分にご理解いただき、他の児童に迷惑となる行動（暴力・暴言・逃避・トラブル等）、ルールを守れない等集団生活（保育）に不相当と認められる場合

放課後児童クラブの入会決定に係る優先順位の考え方



※優先順位が同じ場合は、利用児童の学年、保護者の勤務時間、同居家族（兄弟祖父母等）の事情等を勘案して決定します。（決定通知は2月頃の予定です。）

※申込多数の場合は、ご希望に添えない場合があります。